

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第22回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成22年11月5日（金） 15:00～16:00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）新関輝夫，永尾広久，野口郁子，山口幸雄（委員長）

（庶務）根占総務課長，東総務課課長補佐

（説明者）平田事務局長

4 議題

(1) 平成23年4月の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

(2) 平成23年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

5 審議資料（添付省略）

72 弁護士任官候補者に関する情報

73 再任（判事任命）候補者に関する情報

6 協議等

(1) 平成23年4月の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から，審議資料72の情報13件について，情報提供の在り方についてはいずれも問題がない旨の説明があった後，審議され，審議資料72の情報は，すべて下級裁判所裁判官指名諮問委員会に送付することについて全委員が了承した。ただし，委員から次のとおり意見が述べられ，次回に検討することとされた。

- ・ 候補者が所属しているか又はかつて所属していた事務所の弁護士からの情報や，候補者が調停官の経験がある場合の所属庁の裁判官からの情報は有用であ

と思われるので、一般的な依頼文書に加え、これらの弁護士事務所や裁判所に対して、別途文書を送付することを考えてよいのではないか。

(2) 平成23年2月から9月までの再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から、審議資料73の情報23件について、1件の情報が情報収集期間を徒過したものであるほかは、情報提供の在り方については問題がない旨の説明があった後、審議され、審議資料73の情報は、すべて下級裁判所裁判官指名諮問委員会に送付することについて全委員が了承した。

なお、委員から、寄せられた情報のうち判読が困難なものについては、容易に判読できるよう工夫して下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告すべきであるとの意見が述べられ、庶務において工夫することとされた。

また、委員から次のとおり意見が述べられ、審議された。

- ・ 裁判官の資質に関する重要な内容が含まれると思われるネガティブ情報については、下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告するに当たり、慎重に検討されたいとのコメントを付してはどうか。
- ・ 寄せられた情報が客観的なものであるのか、個人的な思い込みによるものであるのか判断が難しく、公平に取り扱うことは難しい。どのような場合にコメントを付すべきかをきちんと議論した方がよい。
- ・ すべての情報が寄せられるものではないことから、寄せられた情報だけで判断してコメントを付すことはいかがであろうか。また、地域委員会は、寄せられた情報の適格性についてコメントを付すことはできるが、情報の内容として裁判官の資質については任命の適否について判断する立場にはないのであるから、この点についてコメントを付すのは相当でないのではないか。
- ・ 地域委員会として候補者の裁判官の資質について判断してコメントするものではない。寄せられた情報の内容が、軽々しいものではないとの注意喚起をするためにコメントを付すことはできないものかと考えたものである。

審議の結果，コメントは付さないが，出された意見を議事要旨に記載することについて全委員が了承した。

7 次回及び次々回の福岡地域委員会の期日が，次のとおり指定された。

(1) 次回(第23回)，3月9日(水)15:00

(2) 次々回(第24回)，6月1日(水)15:00